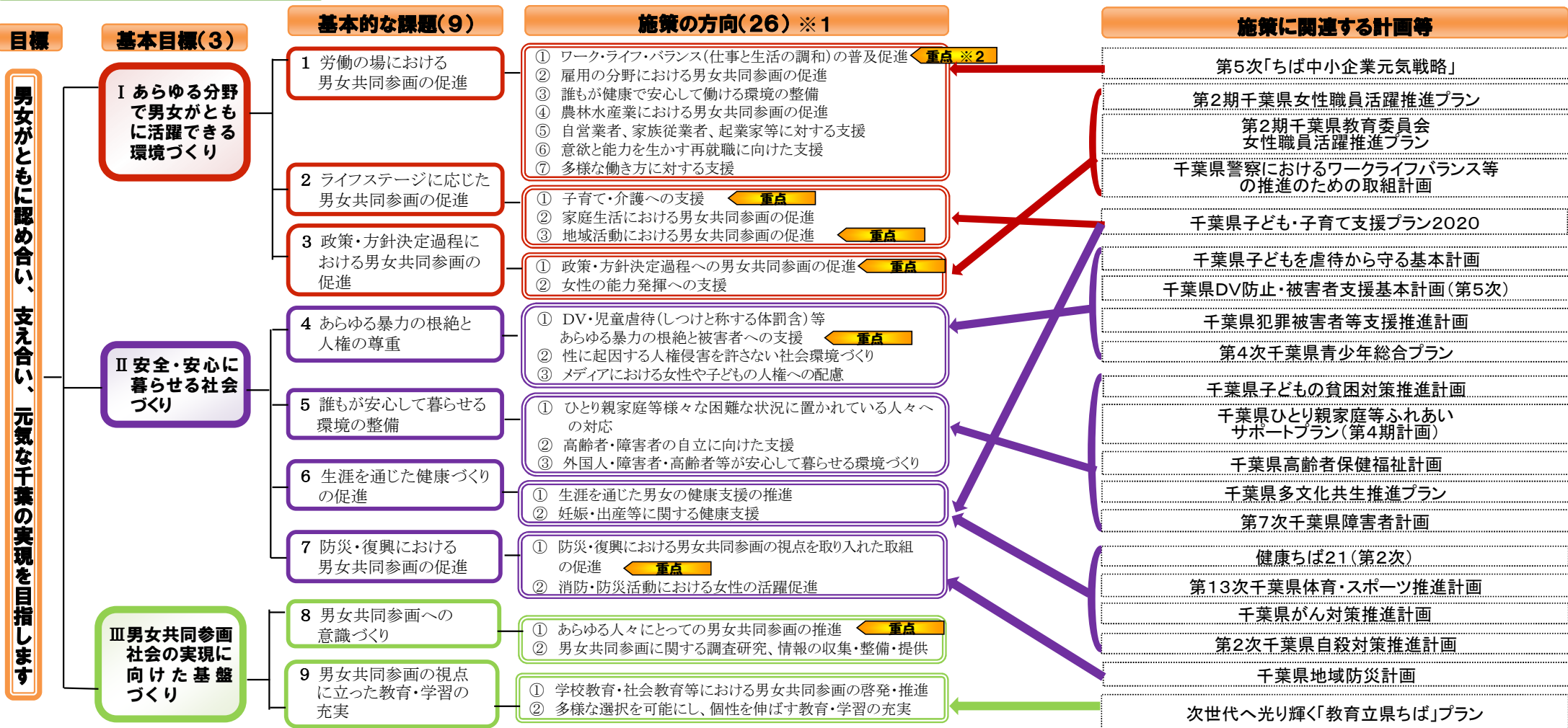


# 「第 5 次千葉県男女共同参画計画」の 推進（令和 5 年度の取組）について

# 1. 本県の男女共同参画の令和5年度の推進状況について

○ 男女共同参画社会の実現に向けた課題や取組状況について、第5次計画に位置付けた施策に関連する計画等の所管課と情報共有、総合調整し、第5次計画の着実な推進を図っている。

## 第5次計画の関連計画体系図



※1 施策の方向に紐づく関連事業265 ※2 重点7分野103事業

## 2. 令和5年度千葉県男女共同参画への取組の現状 ①

### 基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり

#### <国の動向>

- 男女を問わず、労働時間や就労場所、業務内容に関して正社員の働き方を多様に変えるとともに、育児期はもとより平時における多様で柔軟な働き方の推進に取り組んでいく。
- 女性の経済的自立の実現が重要との認識の下、企業における女性登用の加速化や女性起業家の育成・支援、地方・中小企業における女性活躍の促進等の諸施策を通じて、女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けて取り組む。

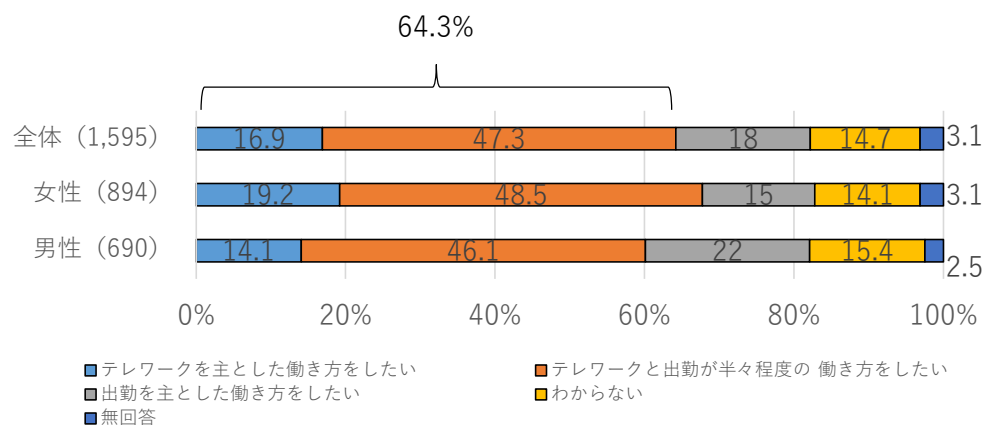
## 2. 令和5年度千葉県男女共同参画への取組の現状 ①

### 基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり

#### < 県の状況 >

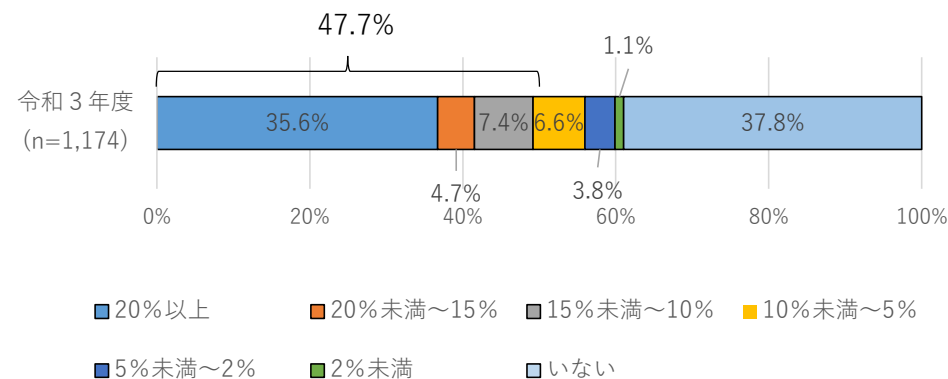
- 本県においては、希望する働き方について、6割以上が「テレワークを含めて働きたい」と回答。
- 管理職に占める女性の割合は、「10%以上」が5割近くとなった一方で、「女性管理職がない」との回答も約4割あった。
- 県で実施している「ちば起業家応援事業」における起業家向けコンペティションについて、男女とも一定の参加を得ている。（令和4年度・コンペティション参加者44名のうち女性21名）

テレワークで希望する働き方



【出典】千葉県「第64回県政に関する世論調査」（令和4年度）

女性管理職の割合



【出典】千葉県「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」（令和4年1月）

## 2. 令和5年度千葉県の男女共同参画への取組の現状 ①

### 基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり

#### 第5次計画に基づく令和5年度の県の取組

- アドバイザー派遣等により、県内中小企業の働き方改革の推進やテレワークの導入・定着を支援するほか、新しい働き方のニーズに対応するための取組として、在宅ワーカーの就労や企業の在宅ワーカー導入の取組、在宅ワーカーと企業のマッチングを支援する「在宅ワークファーストステップ支援事業」を開始。
- 男女共同参画センターで女性のための起業支援講座を開催。  
また、「ちば起業支援事業」では、起業家の発掘・育成に取り組んでおり、今年度から、若年層の起業機運を高めるため、新たに体験型の教育プログラムとして、小中学生を対象とした起業体験会や、高校生・大学生等を対象としたワークショップを実施。
- 「男女共同参画推進事業所表彰」として、女性の登用や職域拡大等に取り組む県内事業所（中小企業や民間団体等）を表彰し、冊子や動画で受賞事業所の取組事例を広報・周知。
- 経済・産業・医療・福祉団体等で構成される「男女共同参画推進連携会議」において、構成団体関係者及び県民を対象に女性登用等に関する講演会を実施。

## 2. 令和5年度千葉県男女共同参画への取組の現状 ②

### 基本目標II 安全・安心に暮らせる社会づくり

#### <国の動向>

- 女性が安心できる社会は、男女共同参画の前提であり、配偶者暴力や性犯罪・性暴力対策、困難な問題を抱える女性への支援、生涯にわたる健康への支援等を通じて、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現に向けた歩みを着実に進める。
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の令和6年4月の施行に向けて、女性相談支援センター等の機能強化や各都道府県での支援体制の計画的な整備、女性相談支援員の人材確保・養成・処遇改善の推進、困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体の支援、協働の促進などを図る。
- 最近における配偶者からの暴力等の実情に鑑み、保護命令制度の拡充等の措置を講ずる「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」について、令和6年4月からの円滑な施行を図るため、国が定める基本方針の改定や下位法令の整備を行うとともに、改正法の周知広報や相談員等の関係者を対象とする研修を実施する。
- 児童生徒等への性暴力等を行った教育職員等については、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」及び同法に基づく基本的な指針等による取組を進め、性犯罪・性暴力等の防止に向けた取組を一層徹底する。

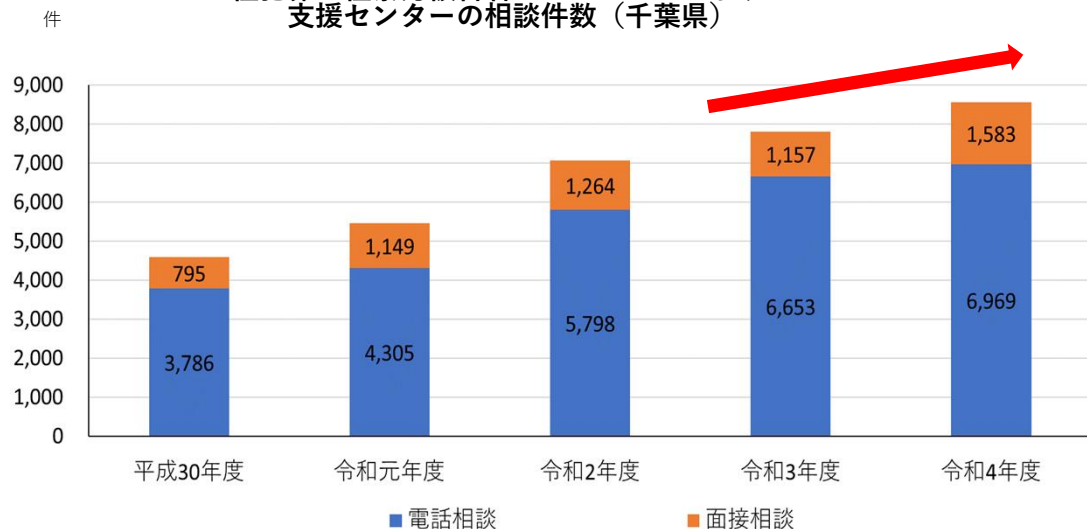
## 2. 令和5年度千葉県の子女共同参画への取組の現状 ②

### 基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり

#### < 県の状況 >

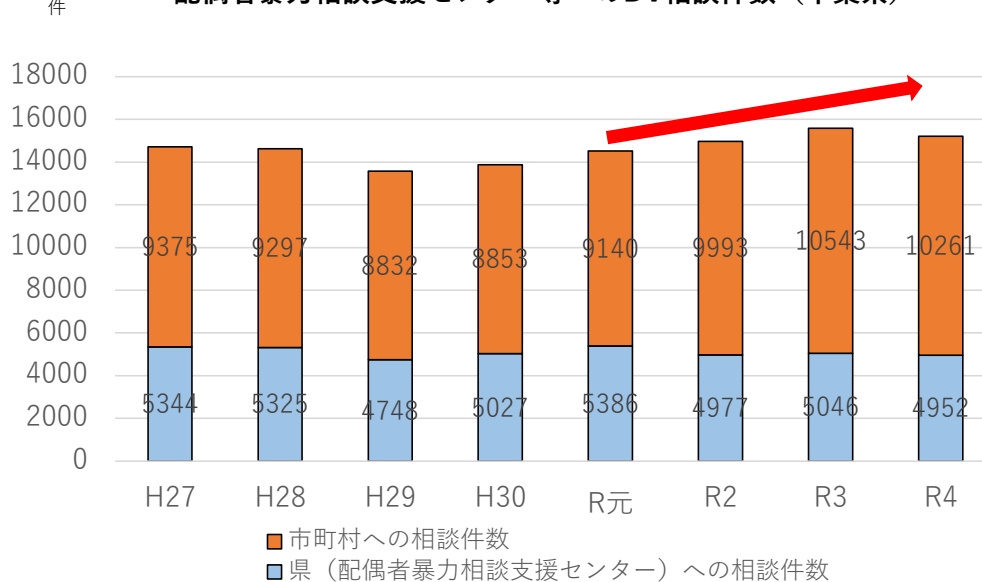
- 本県においては、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数」および「配偶者暴力相談支援センター等への相談件数」が増加傾向。
- また、教育職員等による児童生徒等への性暴力等が依然として生じている状況がある。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数（千葉県）



【出典】 県くらし安全推進課調べ

配偶者暴力相談支援センター等へのDV相談件数（千葉県）



【出典】 県児童家庭課調べ



## 2. 令和5年度千葉県男女共同参画への取組の現状 ②

### 基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり

#### 第5次計画に基づく令和5年度の県の取組

- ワンストップ支援センターにおいて、性犯罪・性暴力被害者に迅速かつきめ細やかな支援を行うため、医療支援に加え、緊急の電話相談も24時間・365日対応を開始。
- 貧困や家庭内暴力（DV）などに直面する女性の自立に向けて公的支援を強化することを目的とした「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく、計画の策定に向けて準備中。
- DV対策については、今後示される国の基本方針を踏まえ、被害者の自立支援及び国・地方公共団体・民間団体の連携について、県のDV防止・被害者支援基本計画の拡充を検討。
- 教育職員等による児童生徒等への性暴力等の防止については、セクシュアルハラスメントの実態調査の実施やリーフレットの配布を行うほか、令和5年度からは弁護士等の外部専門家の協力を得た聞き取りや保護・支援をするとともに、不祥事防止に向けた研修を実施。



## 2. 令和5年度千葉県の男女共同参画への取組の現状 ③

### 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

#### <国の動向>

- 地方公共団体や経済団体等を対象としたワークショップ等の啓発活動により、情報を発信する側の無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消と、性別役割分担にとらわれない働き方を推進する。
- 独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化により地域のニーズに応じた取組を推進するとともに、家族の姿が変化・多様化する状況の中での家庭や介護等に関わる悩みも増えてきている中、男性の望まない孤独及び孤立の解消を図るため、男性の様々な悩みについての相談支援の充実を促す。

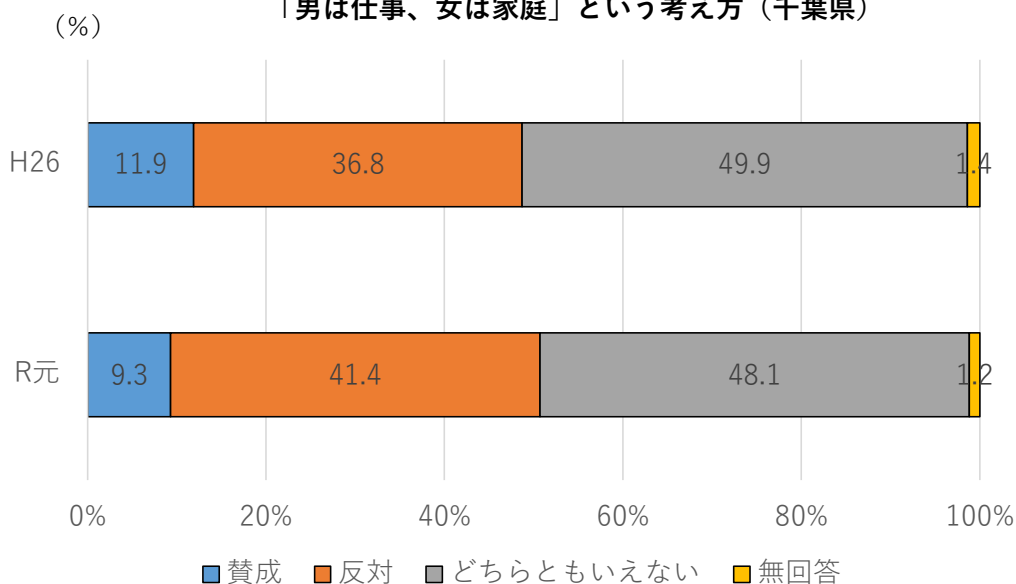
## 2. 令和5年度千葉県男女共同参画への取組の現状 ③

### 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

#### < 県の状況 >

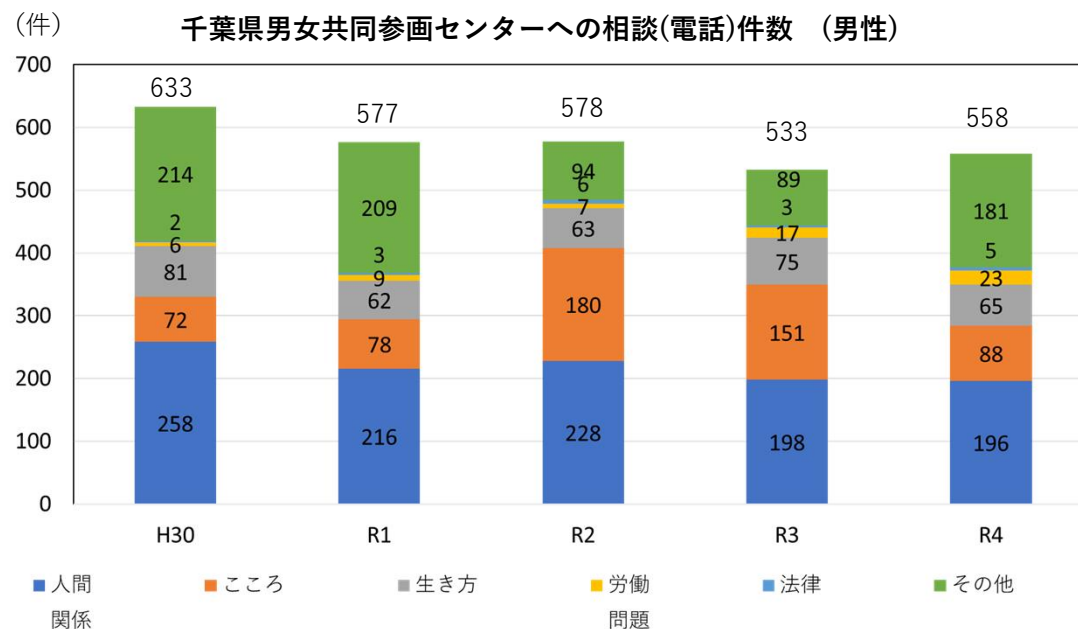
●本県においても、依然として「男は仕事、女は家庭」に反対と回答する人は4割程度に留まっている。また、男性相談の件数は、年間500件超えで推移している。

「男は仕事、女は家庭」という考え方（千葉県）



【出典】令和元年度男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査

千葉県男女共同参画センターへの相談(電話)件数（男性）



【出典】県男女共同参画センター調べ

## 2. 令和5年度千葉県男女共同参画への取組の現状 ③

### 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

#### 第5次計画に基づく令和5年度の県の取組

- 男女共同参画センターにおいて、アンコンシャスバイアスをテーマとした講演等を実施し、男女共同参画に係る県民意識の醸成や人材の養成を図る。
- 男性相談については、男性が抱える悩みや問題によりきめ細かく対応するため、従来の平日2日（火・水）に土曜日を追加し、相談体制を拡充。